

開発行為の許可申請に必要な書類一覧表（参考）

申請書及び添付書類		様式、記載事項 等	根拠法令 等
許可申請書		都市計画法 別記様式第2を使用	都市計画法第30条第1・2項
設計説明書		設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設の整備計画 (自己の居住用を除く)	都市計画法第30条第1項第3号 施行規則第16条第2・3項
設計図	現況図	詳細については、別表を参照のこと。 設計図は、作成した者が記名押印又は署名をしなければならない。	都市計画法第30条第1項第3号 施行規則第16条第2・4・6項
	土地利用計画図		
	造成計画平面図		
	造成計画断面図		
	排水施設計画平面図（雨水・汚水）		
	給水施設計画平面図		
	がけの断面図		
擁壁の断面図			
公共施設の管理帰属についての同意書			都市計画法第30条第2項 都市計画法第32条第1項
公共施設の管理帰属についての協議経過			都市計画法第30条第2項 都市計画法第32条第2項
資金計画		都市計画法 別記様式第3を使用 (自己の居住用及び1ha未満の自己の業務用を除く)	都市計画法第30条第2項 施行規則15条第1項第4号及び第16条5項
開発区域位置図		縮尺5万分の1以上 開発区域の位置を表示した地形図	都市計画法第30条第2項 施行規則第17条第1項1号及び第2項
開発区域区域図		縮尺2,500分の1以上 開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内外の町又は字の境界、都市計画区域界、土地の地番及び形状	都市計画法第30条第2項 施行規則第17条第1項2号及び第3項
開発区域内権利者一覧表			都市計画法第30条第2項 施行規則第17条第1項第3号 都市計画法第33条第1項第14号の確認
開発行為の施行に関する同意書の写し			
土地登記簿謄本・公図の写し			
設計者の資格に関する調書		(1ha未満を除く)	都市計画法第31条の確認 施行規則第17条第1項第4号
公共施設の種類、位置及び区域（一覧表、図面）			都市計画法第32条第1～2項の確認 都市計画法第47条第1項第3号
公共施設（新旧）対照（一覧表、図面）			
申請書の資力及び信用に関する調書		(自己用を除く)	都市計画法第33条第1項第12号の確認
申請者の法人の登記簿謄本（個人の場合は住民票）			
申請者の納税証明書			
工事施工者の能力に関する調書		(自己用を除く)	都市計画法第33条第1項第13号の確認
工事施工者の法人の登記簿謄本			
工事施工者の建設業の許可証明書			
申請書及び添付書類		様式、記載事項 等	根拠法令 等
縦断面図、横断面図 などについて		道路勾配、隅切りなど	都市計画法第33条第1項第2号の確認
設計の根拠（計算書等）について		土圧計算、舗装構成の根拠など	都市計画法第33条第1項第2号の確認
計画雨水量・水路の排水能力について		各種係数、水勾配など	都市計画法第33条第1項第3号の確認
その他確認に必要な図面について		(必要に応じて添付)	都市計画法第33条第1項各号の確認
文化財の協議の経緯について		倉吉市教育委員会文化課と協議	文化財保護法
防火施設の協議の経緯について		倉吉市総務課	
電柱設置の協議の経緯について		宅地内に設置が原則	
ごみ集積施設の協議の経緯について		自治公民館による管理が原則	
区域の境界確認の経緯について			

別表 1

都市計画法施行規則第16条第4項に規定する設計図書に係る明示すべき事項

図面の種類	都市計画法施行規則による明示すべき事項	具体的な明示項目
現況図	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界 ・地形 ・開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設 ・令第二十八条の二第一号に規定する樹木又は樹木の集団の状況 ・令第二十八条の二第二号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界 ・標高差を示す等高線 ・植生区分 ・建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 ・開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益的施設の位置及び形状 ・道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員 ・令第二十八条の二第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置（一ヘクタール以上の開発） ・令第二十八条の二第二号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置（一ヘクタール以上の開発）
土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界 ・公共施設の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状 ・敷地に係る予定建築物等の用途 ・公益的施設の位置 ・樹木又は樹木の集団の位置 ・緩衝帯の位置及び形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界 ・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置 ・開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 ・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 ・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 ・消防水利の位置及び形状 ・遊水池（調整池）の位置及び形状（多目的利用の場合にあつては、専用部分と多目的利用部分の区分） ・河川その他の公共施設の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び面積 ・敷地に係る予定建築物等の用途 ・公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 ・樹木又は樹木の集団の位置 ・緩衝帯の位置、形状及び幅員 ・法面（がけを含む）の位置及び形状 ・擁壁の位置及び種類
造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界 ・切土又は盛土をする土地の部分 ・がけ（地表面が水平面に対し三十度をこえる角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。）又は擁壁の位置 ・道路の位置、形状、幅員及び勾配 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界 ・切土又は盛土をする土地の部分 ・擁壁の位置、種類及び高さ ・法面（がけを含む）の位置及び形状 ・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 ・遊水池（調整池）の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高
排水施設計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・排水区域の区域界 ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界 ・排水区域の区域界 ・遊水池（調整池）の位置及び形状 ・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ・道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 ・排水管の勾配及び管径 ・人孔の位置及び人孔間距離 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高

給水施設計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 給水施設の位置、形状、内のり寸法 取水方法 消火栓の位置 	<ul style="list-style-type: none"> 法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状 開発区域の境界 給水施設の位置、形状、内のり寸法 取水方法 消火栓の位置 予定建築物等の敷地の形状
造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> 切土又は盛土をする前後の地盤面 	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の境界 切土又は盛土をする前後の地盤面 計画地盤高
がけの断面図	<ul style="list-style-type: none"> がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） 切土又は盛土をする前の地盤面 がけ面の保護の方法 	<ul style="list-style-type: none"> がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） 切土又は盛土をする前の地盤面 小段の位置及び幅 石張、張芝、モルタルの吹付け等のがけ面の保護の方法
擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 鉄筋の位置及び径 水抜穴の位置